

中央公園における移動販売等出店者募集要項

令和6年1月

蒲郡市都市計画課

1 目的

中央公園の桜の花見と合わせて、夜間ライトアップをすることに加えて移動販売車等による飲食物の販売を行い、公園の魅力向上と公園を利用する方の満足度向上を目的とする。

2 出店を募集するもの

- ・ 移動販売車等による飲食販売

3 営業期間（出店期間）

- ・ 令和6年3月22日（金）から令和6年4月7日（日）の午前10時から午後7時までの希望する日時。
- ・ 営業時間の前後1時間は入園、営業準備、原状回復及び退園の時間とする。

4 出店場所

- ・ 中央公園

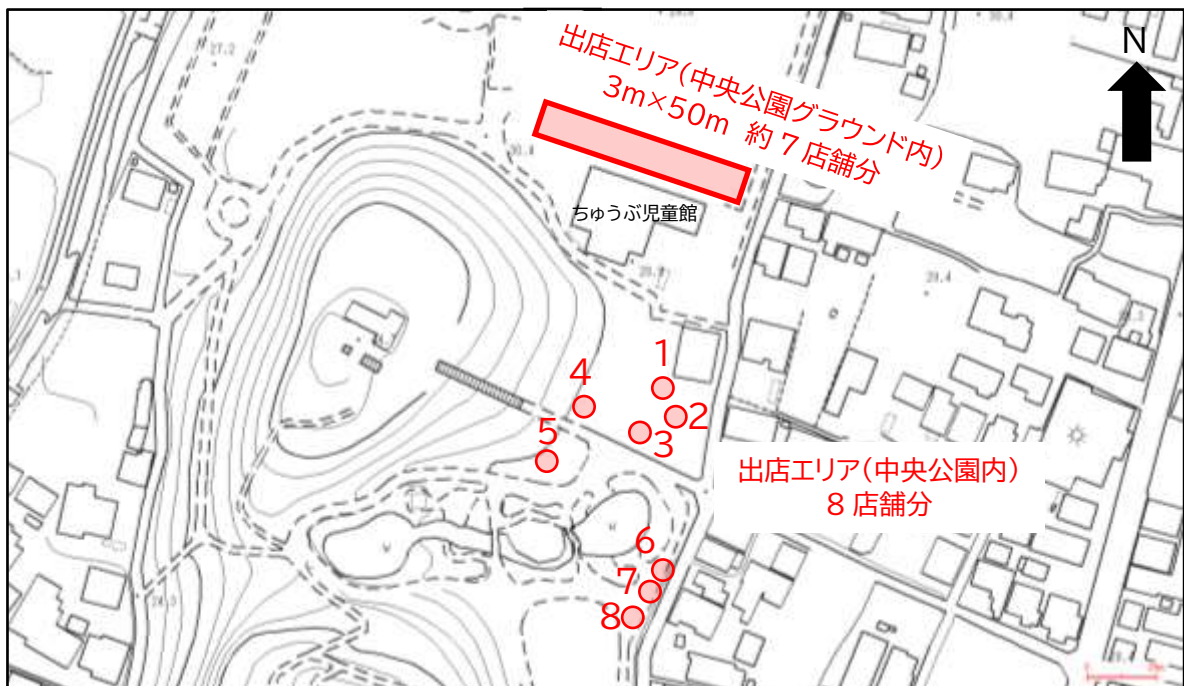
中央公園内8店舗分、グラウンド内約7店舗分

※給排水、電気設備は設けていないので各自で準備すること。

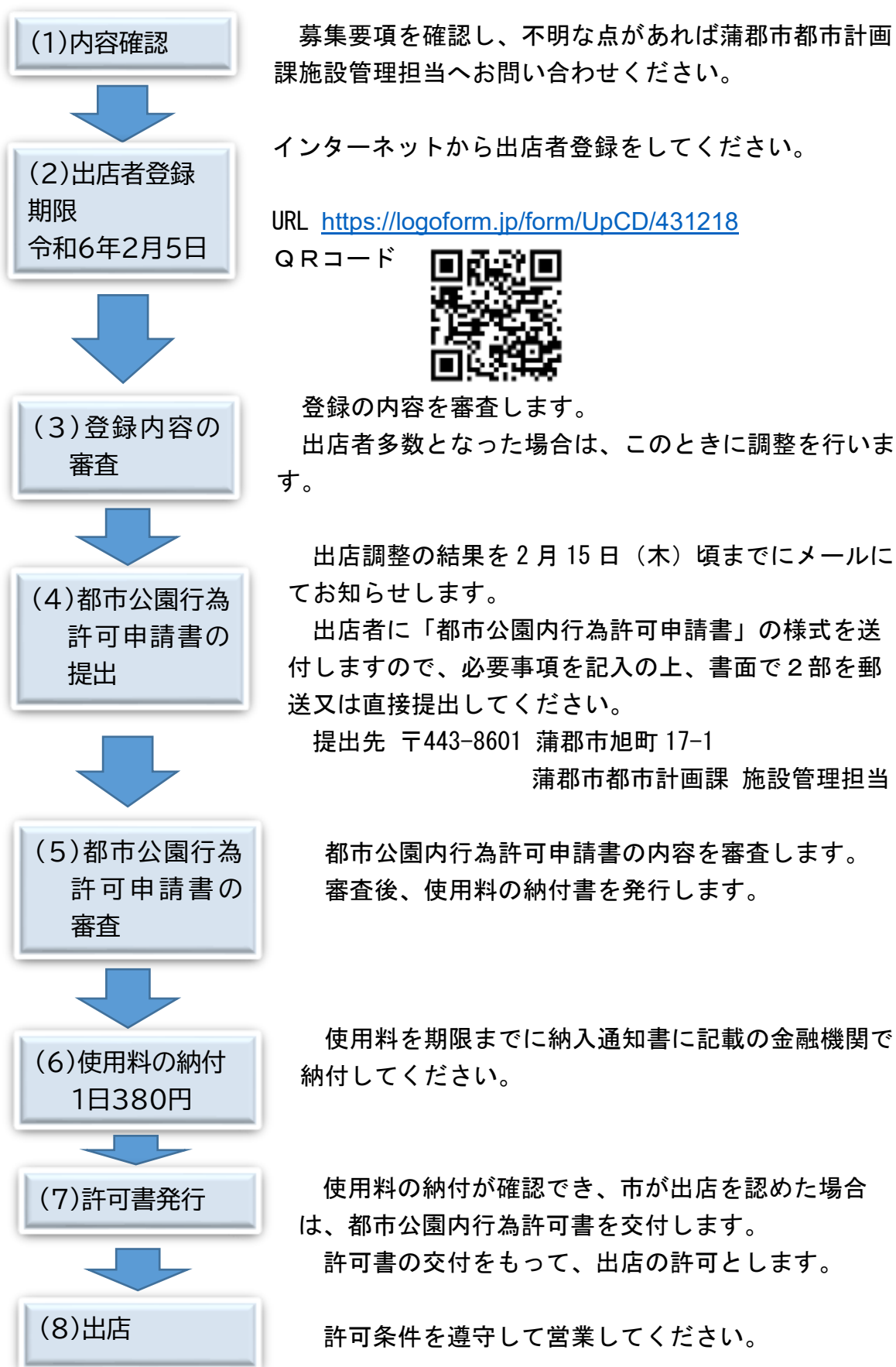
※最大15店舗の出店を想定。出店者多数の場合は市側で調整する。

※出店場所については、市側で調整する。

※中央公園内（8店舗分）については、ブロック舗装（石畳み）のため、テントおよび普通自動車（車両総重量3.5t未満）のみの出店とする。



5 申込みから出店までの流れ



6 使用料の返金

使用料の納付後に出店を辞退した場合及び出店等資格が取り消された場合及び天災などにより中止や期間を短縮した場合においても、使用料は返金しない。

7 応募の資格と出店の取消し等

(1) 応募の資格

次の要件をすべて満たすものに限る。

ア 飲食販売を行う場合は、保健所の食品営業許可を現に受けている者であること。又は、必要な許可が出店前に得られること。その他関係法令の必要な許可を取得すること。

イ 「蒲郡市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となる者でないこと。

ウ 破産法に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続きの申し立てがなされた者でないこと。

エ 市県民税等の滞納がないこと。

(2) 出店等資格の喪失、中止、出店の取消し

次のいずれかの要件に該当した場合は、資格を取消しとする。

ア 市が適切でない行為と判断した場合や市の求めに応じない場合。

イ 申込みの内容に虚偽の記載があった場合。

ウ 公園の利用に影響を与える行為があった場合。

エ 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売しようとする場合。

8 経費の負担及び公園内での注意事項

(1) 経費の負担

清掃、設備、修繕、光熱水費等の運営に係る一切の経費は出店者が負担するものとする。

(2) 公園内での注意事項

ア 看板、張り紙やのぼりは、指定された区画内のみに設置すること。

イ 車両の乗り入れは、公園管理者の指示に従い指定場所を通行すること。

ウ 公園の施設や植栽を破損した場合又は公園利用者との事故が発生した場合は速やかに市へ連絡すること。なお、破損した公園の施設や植栽の復旧費用は出店者が負担する。

エ 運営に対する問い合わせ、苦情、トラブルについては、出店者において対応すること。又、対応した事項は市へ報告すること。

オ 営業終了後又は営業途中で出店が取り消された場合は、速やかに原状回復をすること。ただし、市が承認した場合はこの限りではない。

カ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求する。

この場合において、出店者は何ら異議を申し立てることできない。

キ 火を使用した加熱調理を行う場合は、必ず業務用消火器を設置すること。

「露店等の開設届出書」は一括して蒲郡市都市計画課が消防本部へ提出するものとする。

9 ごみの処理

(1) ごみは出店者の責任において、適正に処理すること。

(2) 容器入りの飲食物を販売する場合は、その販売する場所の周囲に空き容器の回収箱を設置し、公園やその他周辺に空き容器を散乱させないように適正に努めること。

10 出店時の留意事項

(1) 出店申込時の出店の種類及び販売商品等以外の目的で、公園を使用しないこと。

(2) 他者に出店の権利を譲渡しないこと。

(3) 関係法令の必要な許可を取得すること。

(4) 騒音など周辺環境に配慮すること。

(5) 公園利用者の通行の妨げにならないこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための消毒液の設置やマスクの着用等は、各自の判断で行うこと。

(7) 出店者アンケートに協力すること。(QR コード利用予定)

(8) 出店の周知に係る取り組みを行うこと。(例：チラシや SNS 等での情報発信など)

(9) 店舗利用者へアンケート実施協力をお願いすること。(QR コード利用予定)

11 問合せ先

蒲郡市 都市開発部 都市計画課 施設管理担当

T E L (0533) 66 - 1141 (直通)

F A X (0533) 66 - 1193

e-mail keikaku@city.gamagori.lg.jp